

地域自立支援協議会とは
 障害のあるなしに関わらず『地域』で自らの権利に基づいて、一人ひとりの希望する『暮らし』を実現する協議体

運営事務局会議(評価機能)(開催:毎月)
 ①協議会運営評価・改善点の協議 ②検討委員会の調整 ③議題整理
 ③障害福祉推進計画施策懇談会の機能や実施方法などの協議・調整
 ④西宮市の既存の会議との調整機能

運営委員会(決定、審議機能)(開催:奇数月)
 ①部会協議等のうち検討委員会で具体的に協議すべき内容の提案の審議
 ②フォーラム等、全体研修等の企画運営(実行委員形式を予定)
 ③総会に付議すべき議案の決定
 ④共同事業費予算の承認
 ⑤検討委員会の委員の選定
 ⑥検討委員会からの協議中間報告、検討結果の報告の受理
 ⑦検討委員会の進捗状況管理
 ⑧障害福祉施策推進懇談会の開催の検討
 ⑨障害福祉計画、地域福祉計画、子ども子育て会議等への参画
 ⑩部会からの差別事案の整理、地域協議会への提案、地域協議会からの検討依頼への対応、啓発活動(※)

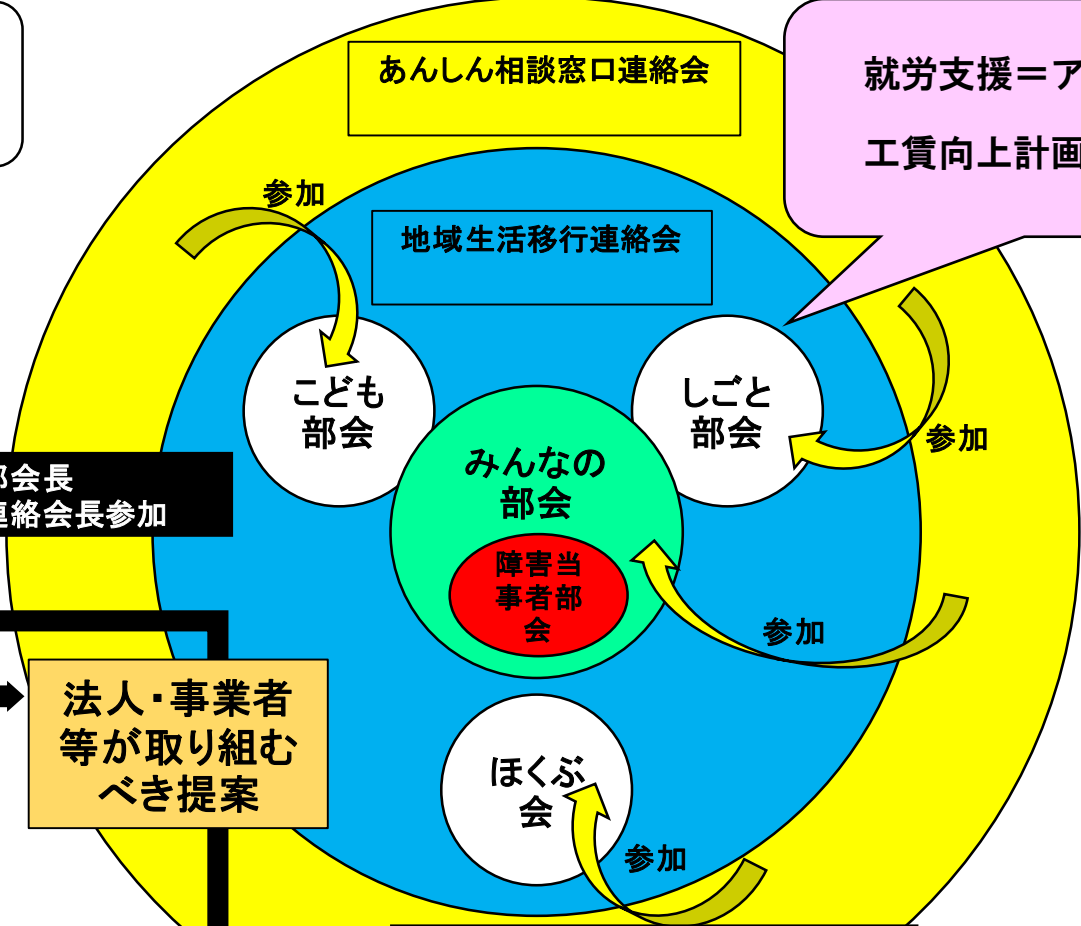
検討委員会(随時開催)
 運営委員会及び、行政からの検討提案を受け、**委員会構成員を公募(自薦、他薦)にて決定し、定められた期間において**提案内容の具体的解決案を協議し、必要に応じて、行政又は運営委員会に報告を行う。

課題(A) 課題(B) 課題(C)

報告会・懇談会(必要に応じ随時)

法人・事業者等が取り組むべき提案

行政自らも計画書を作成し、施策への反映



就労支援=アイビー
 工賃向上計画=ジョブステ

みんなの部会
 ①地域参入(地域課題の共有)機能
 ⇒地域・資源を知り、共通する課題について考える、改善をご本人や地域と共に図る
 ②地域資源開発機能
 ご本人が生活主体者として、地域で暮らしていくために、必要な地域資源の開発
 ③社協・包括など他機関との連携

障害当事者会議
 協議会の検証及び指導的機能

